

三十二 独立行政法人気象研究所

(高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部改正)

第八条 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第十九条の次に次の一条を加える。

(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正)

第十九条の二 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表中第三十三号を第二十九号とし、第十七号から第三十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の六号を加える。

十七 独立行政法人国立がん研究センター

十八 独立行政法人国立循環器病研究センター

十九 独立行政法人国立精神・神経医療研究センター

三七

二十 独立行政法人国立国際医療研究センター

二十一 独立行政法人国立成育医療研究センター

二十二 独立行政法人国立長寿医療研究センター

三八

別表(第二条関係)

一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

二 独立行政法人情報通信研究機構

三 独立行政法人酒類総合研究所

四 独立行政法人国立科学博物館

五 独立行政法人物質・材料研究機構

六 独立行政法人防災科学技術研究所

七 独立行政法人放射線医学総合研究所

八 独立行政法人科学技術振興機構

九 独立行政法人日本学術振興会

- 十 独立行政法人理化学研究所
- 十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 独立行政法人海洋研究開発機構
- 十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構
- 十四 独立行政法人国立健康・栄養研究所
- 十五 独立行政法人労働安全衛生総合研究所
- 十六 独立行政法人医薬基盤研究所
- 十七 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 十八 独立行政法人農業生物資源研究所
- 十九 独立行政法人農業環境技術研究所
- 二十 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- 二十一 独立行政法人森林総合研究所
- 二十二 独立行政法人水産総合研究センター
- 二十三 独立行政法人産業技術総合研究所
- 二十四 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 二十五 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 二十六 独立行政法人土木研究所
- 二十七 独立行政法人建築研究所
- 二十八 独立行政法人交通安全環境研究所
- 二十九 独立行政法人海上技術安全研究所
- 三十 独立行政法人港湾空港技術研究所
- 三十一 独立行政法人電子航法研究所
- 三十二 独立行政法人国立環境研究所